

介護予防・日常生活支援総合事業における基準緩和サービスの基準等について

1 介護予防・日常生活支援総合事業の開始について

平成27年4月の介護保険法改正により介護予防訪問介護・介護予防通所介護（従来のサービス）が市町村ごとの事業である介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の第1号訪問事業・第1号通所事業に移行することになりました。

新しい総合事業においては、多様な主体によるサービスの提供が可能となり、従来のサービスに加えて人員基準・設備基準・運営基準を緩和したサービス（基準緩和サービス）を各市町村が創設することを可能としています。

名古屋市は、平成28年6月から新しい総合事業を開始することを予定しており、同時に基準緩和サービスを開始する予定です。

名古屋市における第1号訪問事業・第1号通所事業の類型

	既存の介護予防サービスと同等のサービス	基準緩和サービス	住民主体のサービス
第1号訪問事業	予防専門型	生活支援型訪問サービス	地域支えあいサービス
第1号通所事業		ミニデイ型通所サービス	サロン等
		運動型通所サービス	

2 基準緩和サービスについての人員・設備・報酬基準（案）に対する意見募集について

今回「NAGOYA かいごネット」において、基準緩和サービスの要綱や報酬の案を公表します。については、質問書により事業者の皆様のご意見をお聴きしたいと考えております。

なお、いただきました意見を基に要綱や報酬の基準等を確定し、平成27年12月に介護予防訪問介護・介護予防通所介護・居宅介護支援事業所を運営されている事業者の皆様に対して、説明会を実施する予定です。（日程などは別途お知らせします。）

※ 「NAGOYA かいごネット」の人員・設備・報酬基準（案）掲載ページ

[トップページ](#)>[介護保険制度に関するお知らせ](#)>[介護保険制度改正に関するお知らせ](#)

3 基準緩和サービスの基準等について

生活支援型訪問サービス、ミニデイ型・運動型通所サービス共通事項

(1) 対象者

要支援認定者又は基本チェックリストにより支援が必要とされた方のうち、ケアマネジャーのアセスメントにより生活支援型訪問サービス等の提供が必要とされた方

(2) 人員基準・設備基準等

別添の現行の介護予防訪問介護・通所介護にかかる指定基準等との比較表を参照。（既

存の介護予防訪問介護・通所介護相当のサービスと一体的に実施可能。)

(3) 指定手続きおよび報酬の請求方法

名古屋市に指定・更新申請。国保連合会へ報酬請求。

生活支援型訪問サービス（介護予防訪問介護から基準を緩和したサービス）

(1) 提供するサービス

厚生労働省通知平成12年3月17日老計第10号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」1-6に定める「自立生活支援のため見守りの援助(自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助ができる状態で行う見守り等)」および2-0から2-6に定める生活援助。

(2) 研修の実施

平成27年10月から名古屋市が開催する研修受講者（一定の研修受講者）も介護従事者としてサービス提供が可能。

(3) 介護報酬（1単位の単価は訪問介護と同じ。）

	週1回	週2回	週3回以上
月額報酬	840単位程度	1,680単位程度	2,530単位程度

ミニデイ型通所サービス（介護予防通所介護から基準を緩和したサービス）

(1) 提供するサービス

なごや介護予防・認知症予防プログラムによる機能訓練等。利用期間は原則6ヶ月。

(2) 介護報酬（1単位の単価は通所介護と同じ。）

	週1回	週2回
月額報酬	1,350単位程度	2,700単位程度
改善加算	※6ヶ月以内に利用者の機能が改善し、ミニデイサービスの利用を終了した場合は、終了月に利用月×50単位程度を加算。	

運動型通所サービス（得トク運動教室から移行）

(1) 提供するサービス

運動プログラム（介護予防マニュアルに準ずる）に沿った運動器の機能向上訓練を行い運動の習慣を身につける。利用期間は原則週1回6ヶ月。

(2) 介護報酬 1回当たり 230単位程度

6ヶ月以内に利用者の機能が改善し、利用を終了した場合の加算を検討中